

栃木県市貝町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

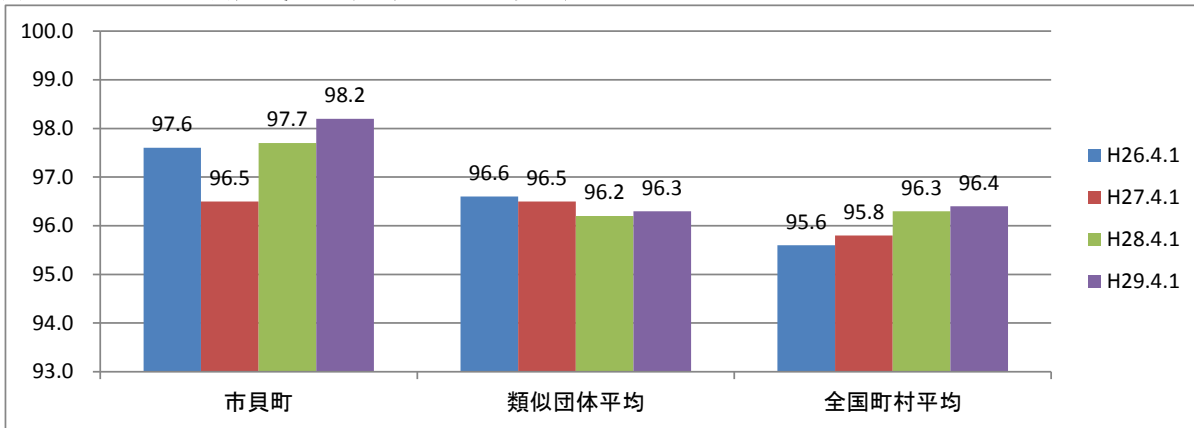
区分	住民基本台帳人口 (平成29年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 27年度の人件費率
28年度	人 12,016	千円 5,085,524	千円 759,187	千円 910,849	% 17.9	% 19.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
28年度	人 103	千円 351,957	千円 44,029	千円 132,698	千円 528,684	千円 5,132	千円 5,513

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、28年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年齢の差による影響を補正し、国の行政職給料表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与改定の状況

①月例給

(参考) 国の改定率
% 0.15

②特別給（期末・勤勉手当）

(参考) 国の年間 支給月数
月 4.40

(注) 市貝町では、人事委員会を設置していないため、人事院勧告に準じた給与改定を行っています。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

【実施】

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
 (内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。高齢層については、最大4%引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。
 また、他の給料表についても、一般行政職の給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②その他の見直しの内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（29年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
市貝町	39.6 歳	295,600 円	334,204 円	311,676 円
栃木県	43.1 歳	336,602 円	411,567 円	368,785 円
国	43.6 歳	330,531 円	-	410,719 円
類似団体	41.1 歳	301,655 円	348,169 円	323,528 円

②技能労務職

区 分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢 (歳)	職員数 (人)	平均給料月額 (円)	平均給与月額 (円) (A)	平均給与月額 (円) (国ベース)	対応する 類似職種	平均年齢 (歳)	平均給与月額 (円) (B)	
市 貝 町	56.3	10	297,700	304,210	297,700	—	—	—	—
うち 学校給食	56.0	4	292,700	297,100	292,700	調理士	43.0	263,000	—
うち公仕	58.7	4	306,500	311,050	306,500	用務員	55.1	207,300	—
栃木県	52.5	231	326,437	382,344	359,762	—	—	—	—
国	50.6	2,722	286,833	-	328,360	—	—	—	—
類似団体	51.3	6	285,461	302,463	293,383	—	—	—	—

区 分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
市 貝 町	—	—	—
うち 学 校 給 食	4,866,783 円	3,400,100 円	1.43
う ち 公 仕	5,082,900 円	2,818,600 円	1.80

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成26年～28年の3ヶ年平均）

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(2) 職員の初任給の状況（29年4月1日現在）

区 分		市 貝 町	栃 木 県	国
一般行政職	大 学 卒	167,600 円	184,800 円	178,200 円
	高 校 卒	146,100 円	150,500 円	146,100 円
技能労務職	高 校 卒	143,500 円	148,200 円	-
	中 学 卒	135,500 円	135,500 円	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額等の状況（29年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	270,200 円	* 円	* 円	- 円
	高 校 卒	- 円	- 円	- 円	366,250 円
技能労務職	高 校 卒	- 円	- 円	- 円	- 円
	中 学 卒	- 円	- 円	- 円	- 円

※ 近似のデータがない場合はハイフン（-）、該当者が1人となるデータについてはアスタリスク（*）としている。

※ 一般行政職（高校卒）において「経験年数30年」の職員は、経験年数29～30年の平均値となっている。

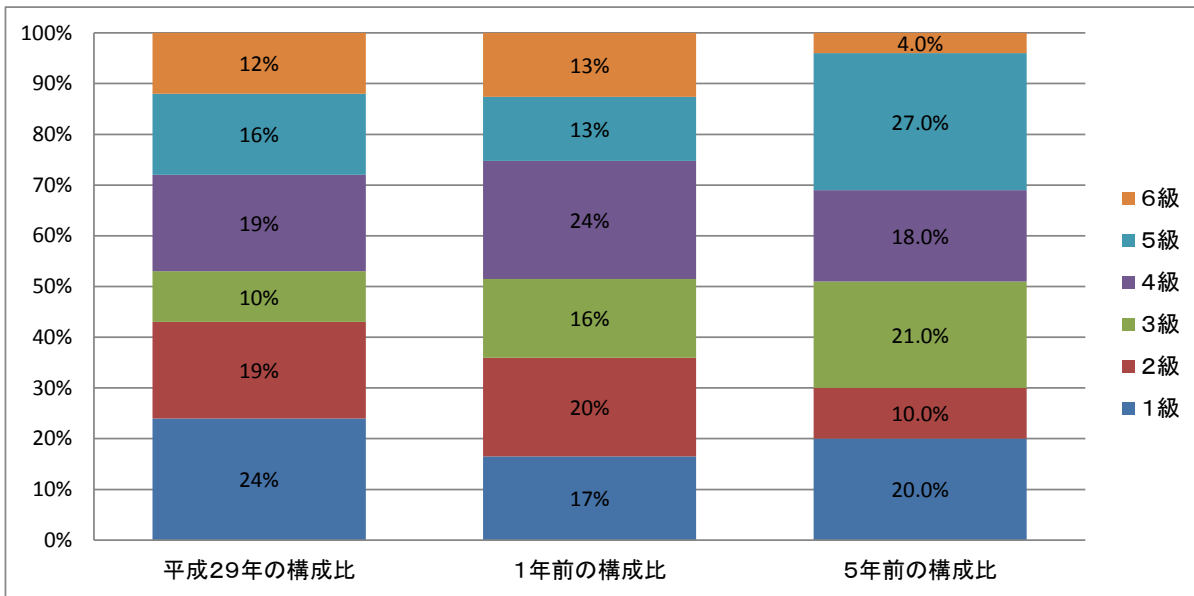
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（29年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6 級	課長、局長	9 人	12 %	317,700 円	409,400 円
5 級	課長補佐	12 人	16 %	287,100 円	392,200 円
4 級	係長、主幹	15 人	19 %	261,100 円	380,200 円
3 級	副主幹、主査	8 人	10 %	227,900 円	349,200 円
2 級	主任	15 人	19 %	191,700 円	303,400 円
1 級	主事、主事補	19 人	24 %	141,600 円	246,600 円

(注) 1 市貝町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成29年4月2日から平成30年4月1日 までにおける運用	市貝町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用	○	○	○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

市 員 町	栃 木 県	国
1人当たり平均支給額(28年度) 1,281 千円	1人当たり平均支給額(28年度) 1,699 千円	—
(28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.70 月分 (1.45)月分 (0.80)月分	(28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.70 月分 (1.45)月分 (0.80)月分	(28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.70 月分 (1.45)月分 (0.80)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～22%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

平成29年度中における運用	市員町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用	○	○	○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の成績率のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当（29年4月1日現在）

市 員 町	国
(支給率) 自己都合 20.445 月分 勤続20年 20.445 月分 勤続25年 29.145 月分 勤続35年 41.325 月分 最高限度額 49.59 月分 ○その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～20%加算) ○1人当たり平均支給額 15,845 千円	(支給率) 自己都合 25.55625 月分 勤続20年 20.445 月分 勤続25年 29.145 月分 勤続35年 41.325 月分 最高限度額 49.59 月分 ○その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2～45%加算) ○1人当たり平均支給額

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

市員町では、地域手当の支給対象地域ではないため支給実績はありません。

(4) 特殊勤務手当（29年4月1日現在）

支給実績(28年度決算)				24,600 円
支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)				12,300 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(28年度)				1.8 %
手当の種類(手当数)				3 種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
感染症の予防作業従事職員の特殊勤務手当	感染症予防作業に従事した職員	感染症の予防作業	日額 1,000円	
行旅死亡人収容作業従事職員の特殊勤務手当	行旅死亡人等の収容作業に従事した職員	行旅死亡人死体収容作業	1体 3,000円	
動物死体処理に従事する職員の特殊勤務手当	動物死体処理作業に従事した職員	公共の場所における動物死体処理作業	1件 200円	

(5) 時間外勤務手当

支給実績(28年度決算)	24,289 千円
職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	294 千円
支給実績(27年度決算)	19,899 千円
職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	292 千円

(6) その他の手当 (29年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (28年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (28年度決算)
扶養手当	○配偶者がいる場合 ・扶養親族である配偶者 10,000円 ・子ども1人につき 8,000円 ・親など1人につき 6,500円 ○配偶者がいない場合 ・子ども1人につき 10,000円 ・親など1人につき 9,000円 ○加算措置 ・満16歳到達年度の4月から満22歳到達後の3月までの子1人につき5,000円を加算	同	-	7,973 千円	227,800 円
住居手当	貸家等 12,000円を超える家賃に応じて支給(支給限度額27,000円)	同	-	3,499 千円	233,283 円
通勤手当	自家用車利用者 距離区分(片道2km以上)に応じて2,400円から18,000までを支給 交通機関利用者 月額55,000円以下について運賃相当額を支給	異	距離区分を2km単位で設定している	6,222 千円	68,375 円
管理職手当	課長・局長・室長に支給 月額 給料月額×7%	異	定額ではなく、給料月額の100分の7としている	4,897 千円	445,200 円
宿日直手当	週休日等の当直 4,200円/1回 月曜～金曜の当直 2,100円/1回	同		990 千円	16,503 円

5 特別職の報酬等の状況 (29年4月1日現在)

区分	給料	月額	額	等
給料	町長	592,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	副町長	(740,000 円) 480,000 円 (600,000 円)	846,000 円 / 553,000 円	680,000 円 / 512,000 円
報酬	議長	340,000 円	354,000 円 / 247,000 円	
	副議長	(280,000 円)	306,000 円 / 193,000 円	
	議員	(250,000 円) (250,000 円)	288,000 円 / 175,000 円	
期末手当	町長	(28年度支給割合)		
	副町長	3.10	月分	
	議長	(28年度支給割合)		
	副議長	3.25	月分	
	議員	3.25	月分	
退職手当	町長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副町長	給料月額×在職月数×42/100	11,934,720円	任期毎
	備考	給料月額×在職月数×25/100	5,760,000円	任期毎

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

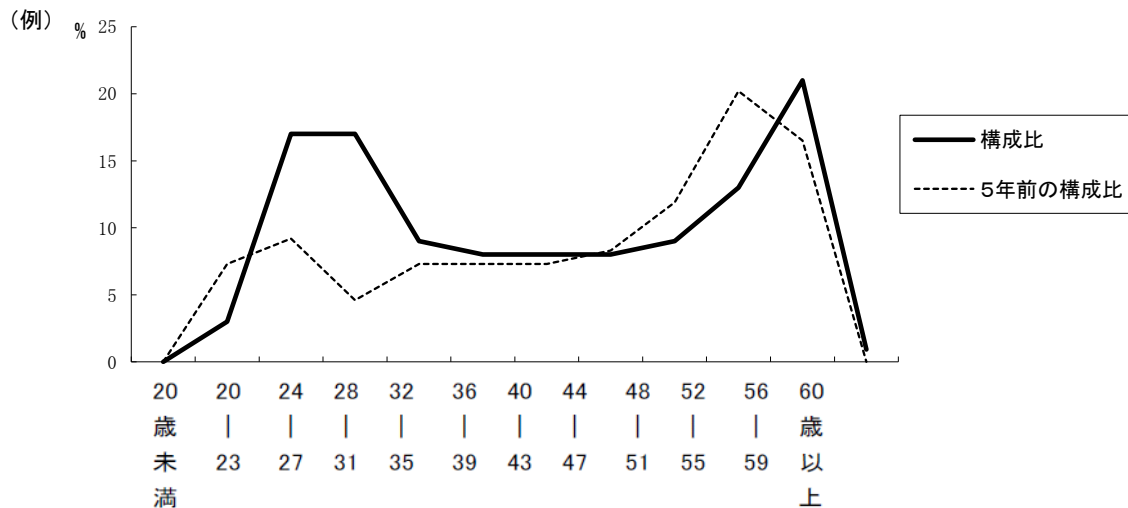
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成29年	平成28年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	育休による総務課付配置から各所属への配置異動 育休による欠員補充 総合相談支援センター設立による増員
		総務	21	25	△4	
		税務	9	8	1	
		民生	17	16	1	
		衛生	12	12	0	
農林水産	8	8	0	退職者不補充		
商工	4	5	△1			
土木	5	5	0			
計		78	81	△3	<参考> 人口1万人当たり職員数 64.91 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 102.24 人)	
	教育部門	23	22	1	教育指導主事採用による増員	
	消防部門					
	小計	101	103	△2	<参考> 人口1万人当たり職員数 84.05 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 83.79 人)	
公営企業等部門	下水道	3	3	0		
	その他	7	7	0		
	小計	10	10	0		
合計		111	113	△2		
			133	[]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (29年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	7人	15人	9人	4人	7人	10人	8人	11人	18人	19人	1人	109人

(3) 職員数の推移

部門別	24年	25年	26年	27年	28年	29年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	73	77	77	81	81	78	5(6.4%)
教育	23	23	23	22	22	23	-(-%)
消防	-	-	-	-	-	-	-(-%)
普通会計計	96	100	100	103	103	101	5(5.0%)
公営企業等会計計	10	10	11	10	10	10	-(-%)
総合計	106	110	111	113	113	111	5(4.5%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。